

甲第 四六一號

案 起

昭和三年九月三十日

定 決

昭和三年九月三十日

行 施

昭和三年九月三十日

昭和三年九月三十日

内閣總理大臣

内閣總理大臣 宛

恩給法の特例に關する件の一部を
改正する政令制定に付して

厚生年金保険法の障害給付等の増額に伴い、
軍人軍属の傷病恩給を増額する等のため、恩給
法の特例に関する件を改正する必要があるため、
改正案及び理由を具して閣議を求めらる。

恩規発第二十四号

昭和二十三年九月 日

総理廳恩給局長 三 橋 則 雄



内閣總理大臣 芦 田 均 殿

昭和二十一年勅令第六十八号の一部を改正する政令案

上申の件

厚生年金保険法の障害給付等の増額に伴い、連合國最高司令官の
覚書の趣旨により軍人軍属の傷病恩給を増額する等のため、昭和二
十一年勅令第六十八号の一部を改正いたしたく、別紙の通り政令案
を附して上申に及びます。

政令第 号

昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く恩給法の特例に關する件の一部を改正する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）に基き、ここに同勅令に基く恩給法の特例に關する件の一部を改正する政令を制定する。

恩給法の特例に關する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一條第二号中「恩給法施行令（以下令ト称ス）」を「従前ノ恩給法施行令（大正十二年勅令第三百六十七号以下令ト称ス）」に改め、同條第五号中「令第三十一條」を「令第三十一條（昭和二十一年勅令

總 理 廳

第五百四号ニ依ル改正前ノ令第三十一條トス以下同ジ）」に改める。
第二條第二項中「恩給法（以下法ト称ス）」を「恩給法（昭和二十一年法律第三十一号ニ依ル改正前ノ規定ヲ含ム以下法ト称ス）」に改める。

第五條第一項中「金額」を「金額ノ五十割ニ相当スル金額」に改め、同條第二項中「三十分ノ四」を「三十分ノ二十一」に改め、同條に次の一項を加える。

前二項ノ規定ニ依ル増加恩給ニシテ癡疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第二項症ニ係ルモノノ年額ニ付テハ之ヲ受クル者ノ妻又ハ子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ一人ニ付年額二千四百円ヲ加給ス

- 一 増加恩給ヲ受クルノ事由発生当時之ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シタル妻又ハ十六歳未満ノ子
 - 二 増加恩給ヲ受クルノ事由発生当時ヨリ不具喪疾ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ妻又ハ子
- 第六條中「金額」を「金額ノ五十割ニ相当スル金額」に改める。

附 則

ノ この政令は、公布の日から施行し、昭和二十三年九月一日から適用する。

2 昭和二十三年八月三十一日以前に給與事由の生じた軍人軍属の傷病賜金の金額又は同日以前に給與事由の生じた軍人軍属の増加恩給の昭和二十三年八月分までの年額の計算については、なおこの政令

総 理 廳

により改正される前の第五條又は第六條の規定を適用する。

3 第五條第三項の改正規定による加給年額は、当分の間、七千二百円をこえることはできない。

4 この政令の附則第二項に規定する増加恩給については、昭和二十三年九月分以降、その年額を第五條の改正規定及び前項の規定により計算して得た年額に改定する。

5 前項の規定により増加恩給の年額を改定する場合においては、裁定額は、受給者の請求を待たずに、これを行う。但し、第五條第三項の改正規定による加給については、受給者の請求を待つて、これを行う。

理由

厚生年金保険法の障害給付等の増額に伴い、連合國最高司令官の覺書の趣旨により軍人軍属の傷病恩給を増額する等のため、改正する必要があるからである。

恩第十四号

総理廳

めくれず

参照文

●昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發
スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給
法ノ特例ニ關スル件

昭和二十一年二月一日
勅令第六十八號

改正 昭和二十一年第三〇四號

朕昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命
令ニ關スル件ニ基ク恩給法ノ特例ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシ
ム

第一條 軍人若ハ準軍人、内閣總理大臣ノ定ムル者以外ノ陸軍若ハ海軍
ノ部内ノ公務員若ハ公務員ニ準ズベキ者（以下軍人軍屬ト稱ス）又ハ此
等ノ者ノ遺族タルニ因ル左ノ各號ニ掲グル恩給ハ之ヲ給セズ

- 一、普通恩給
- 二、廢疾ノ程度ガ恩給法施行令（以下令ト稱ス）第二十四條第七項症ニ
係ル増加恩給
- 三、傷病年金
- 四、一時恩給
- 五、廢疾ノ程度ガ令第三十一條ノ第三目症又ハ第四目症ニ係ル傷病賜
金
- 六、扶助料

昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法
ノ特例ニ關スル件

昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法
ノ特例ニ關スル件

五二

- 七、一時扶助料
- 第二條 軍人軍屬トシテノ在職年月數ハ第五條ノ場合ヲ除ク外在職年ノ計算ニ付テ算入セズ
- 恩給法以下法ト稱ス第三十二條ノ規定ニ依リ附スベキ加算年ハ在職年ノ計算ニ付テ算入セズ
- 第三條 軍人軍屬トシテ退職シタル者ニシテ軍人軍屬以外ノ公務員又ハ公務員ニ進ズベキ者以下文官ト稱スヨリ軍人軍屬ニ轉官シタルモノニ付テハ其ノ轉官ヲ以テ退職ト看做ス
- 第四條 普通恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ニ付第一條又ハ第二條ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テ其ノ者ガ文官又ハ其ノ遺族タルニ因リ普通恩給又ハ扶助料ヲ受クルコトヲ得ザルニ至ル場合ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ一時恩給又ハ一時扶助料ヲ給スルコトヲ得
- 第五條 廢疾ノ程度ガ令第二十四條ノ特別項症乃至第六項症ニ係ル軍人軍屬ニ給スル增加恩給ノ年額ハ法第六十五條ノ規定ニ拘ラズ退職當時ノ階等ニ依リ定メタル別表第一號表ノ俸給月額ニ廢疾ノ程度ニ依リ別表第二號表ニ定メタル月額ヲ乗ジタル金額トス
- 在職年二十年以上ノ軍人軍屬ニ給スル增加恩給ノ年額ニ付テハ前項ニ規定スル金額ニ二十年以上ノ年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ對シ別表第一號表ノ俸給月額ノ三十分ノ四ニ相當スル金額ヲ加ヘタル金額トス
- 第六條 軍人軍屬タルニ因リ增加恩給ニシテ廢疾ノ程度令第二十四條ノ第七項症ニ係ルモノ又ハ傷病年金ヲ受ケタル者又ハ受ケベカリシ者ニハ法第六十六條ノ規定ニ拘ラズ別表第一號表ノ俸給月額ニ廢疾ノ程度ニ依リ別表第三號表ニ定メタル月額ヲ乗ジタル金額ノ傷病賜金ヲ給ス
- 附則 (昭和二十一年勅令第三百四號)
- 第一條 及第六條ノ改正規定ハ、昭和二十一年二月一日から、第八條ノ改正規定ハ、昭和二十一年十一月二十四日から、これを適用する。
- 第十一條 本令ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ内閣總理大臣之ヲ定ム
- 附則
- 第十條 本令ノ適用ヲ受ケベキ恩給ヲ受クルノ權利ニシテ本令施行前給與事由ノ生ジタルモノニ付テハ時効ハ昭和二十一年二月一日ヨリ進行ス
- 第九條 前八條ノ規定ハ内閣總理大臣ノ特ニ定ムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ
- 第八條 公務員若ハ公務員ニ進ズベキ者又ハ此等ノ者ノ遺族聯合國最高司令官ニ依リ抑留又ハ逮捕セラレ有罪ノ判決確定シタルトキハ抑留又ハ逮捕ノ時ヨリ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ
- 公務員又ハ公務員ニ進ズベキ者聯合國最高司令官ノ命令ニ基キ退職シタルトキハ恩給ヲ受クルノ資格又ハ權利ヲ失フ
- 第四條乃至第六條ノ規定ハ前二項ノ適用ヲ妨ゲズ
- 法第四十一條第二號ノ規定ニ付テハ第五十一條ノ規定トアルハ第一項及第二項ノ規定ヲ含ムモノトス
- 第九條 前八條ノ規定ハ内閣總理大臣ノ特ニ定ムル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第七條及第八條ノ規定ハ昭和二十年十一月二十四日ヨリ之ヲ適用ス

本令施行ノ際現ニ恩給ヲ受クル者ニ付本令ヲ適用スル場合ニ於テハ權利者ノ請求ヲ俟タズシテ恩給ノ改定ヲ爲スコトヲ得

(別表)

第一號表

階等	大將	中將	少將	大佐	中佐	少佐	大尉	中尉	少尉	准士官	下士官	兵
俸給月額	五〇〇圓	四五〇圓	四〇〇圓	三五〇圓	二七〇圓	一九〇圓	一五〇圓	一二〇圓	一〇〇圓	九〇圓	八〇圓	

備考 軍人又ハ准軍人以外ノ第一條ノ者ノ俸給月額ハ階等ニ拘ラズ其ノ者ノ退職當時ノ俸給月額トス

第二號表

發疾ノ程度	月數
令第二十四條ノ特別項症	八〇月
同 第一項症	七〇月
同 第二項症	六〇月
同 第三項症	五〇月
同 第四項症	五〇月
同 第五項症及第六項症	五〇月

第三號表

發疾ノ程度	月數
令第二十四條ノ第七項症	二〇月
令第二十四條ノ二ノ第一款症	一五〇月
同 第二款症	一〇〇月
同 第三款症	九〇月
同 第四款症	六〇月
同 第五款症	四〇月
令第三十一條ノ第二目症	二〇月

昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關スル件ニ基ク恩給法
ノ特例ニ關スル件

五三

昭和二十一年勅令第六十八號施行ニ關スル件

●昭和二十一年勅令第六十八號施行ニ關スル件

昭和二十一年二月二日
勅令第四號

改正 昭和二十一年勅令第六十八號 第五號

第一條 昭和二十一年勅令第六十八號以下勅令ト稱ス。第一條ノ規定ニ依リ左ノ通定ム。

一、陸軍又ハ海軍ノ警部、監獄看守長、警務巡查又ハ監獄看守以外ノ判任官タル者

二、陸軍又ハ海軍ノ理事官、事務官、通譯官又ハ編修

三、陸軍又ハ海軍ノ警務、巡查、警守又ハ監獄看守以外ノ判任官又ハ高等官ノ待遇ヲ受クル者

四、第一號ノ者ニシテ各應職員優遇令ニ依リ委任官ト爲リタルモノ又ハ退官若ハ死亡ニ際シ委任官ト爲リタルモノ

第二條 普通恩給又ハ扶助料ノ基礎ト爲リタル在職年中ニ恩給法第六十七條第一項、第七十條第一項又ハ第八十二條第一項ノ規定ニ該當スル在職年ヲ含ム場合ニ於テ其ノ在職年ニ對シ一時恩給ヲ受ケタルコトナキトキ又ハ其ノ在職年ニ對シ一時恩給ヲ受ケタルモノ其ノ一時恩給ニ付同法第六十四條ノ二ノ規定ノ適用アリタルトキハ勅令第四條ノ規定ニ依リ一時恩給又ハ一時扶助料ヲ給ス

第三條 勅令施行ノ日迄ニ年金タル恩給ノ證書ヲ交付セラレタル者ニ對シテハ昭和二十一年一月分迄ノ恩給ハ同年二月一日以後ニ於テモ同年四月三十日迄ヲ限リ之ヲ支給ス

五四一

第四條 勅令附則第三項ノ場合ニ於テハ勅令第一條ノ軍人、軍屬又ハ其ノ遺族タルニ因ル普通恩給又ハ扶助料ヲ受クル者ニ關スル場合ノ除ク

ノ外權利者ノ請求ヲ俟タズシテ恩給ノ改定ヲ爲ス

第四條ノ二 前條ノ改定遅延ノ場合ハ昭和二十一年四月ノ支給期月ニ支給スベキ恩給ニ限リ從前ノ額ニ依リ之ヲ支給ス但シ同月三十日ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ場合ニ於テ改定額ヲ超過シテ支給シタル額ハ後ノ支給金額ヨリ之ヲ控除スルコトヲ得

第五條 第四條ノ規定ニ依リ改定スベキ恩給ニシテ内閣恩給局長ノ管掌ニ係ルモノノ改定ニ關シテハ第六條乃至第八條ノ定ムル所ニ依ル

第六條 權利者ノ請求ヲ俟タズシテ改定スベキ恩給ニ付テハ改定恩給金額ヲ表示シタル恩給證書又ハ裁定通知書ヲ發行ス

前項ノ改定恩給額増加恩給ナル場合ニ於テハ改定恩給證書ヲ交付スル迄ハ改定金額ヲ表示シタル支給額票(別記第一號様式)ヲ貼附シタル改定前ノ恩給證書ニ依リ改定金額ヲ支給ス

前二項ノ改定恩給證書若ハ支給額票又ハ裁定通知書ハ東京貯金支局ヲ經由シ之ヲ權利者ニ交付ス權利者ハ改定前ノ恩給證書ニ受領印ヲ爲シ之ヲ引換ニ第一項ノ改定恩給證書又ハ裁定通知書ヲ交付ヲ受ケベシ

第七條 恩給ノ改定ヲ請求セントスル者ハ改定請求書(別記第二號様式)ニ改定前ノ恩給證書ヲ添附シテ内閣恩給局長ニ差出スベシ

第八條 恩給ノ改定ニ關シ本令ニ別段ノ規定ナキ事項ニ付テハ恩給給與規則ノ定ムル所ニ依ル

第九條 第四條ノ規定ニ依リ改定スベキ恩給ニシテ内閣恩給局長以外ノ者ノ管掌ニ係ルモノノ改定ニ關シテハ各其ノ者ノ定ムル所ニ依ル

GENERAL HEADQUARTERS
SUPREME COMMANDER FOR THE ALLIED POWERS
Public Health and Welfare Section

APD 500
24 September 1948

(PHMJG 73)

MEMORANDUM TO: Pension Bureau, Prime Minister's Office, Japanese Government

SUBJECT: Draft of "Cabinet Order for the partial amendment of the 'Provisional Regulations regarding the Special Cases of the Pension Law made under Imperial Ordinance No. 542 of 1945 (concerning the Orders to be issued in consequence of the acceptance of the Potsdam Declaration)'".

1. Reference is made to the proposed Cabinet Order submitted to this office by the Pension Bureau of the Prime Minister's Office on 21 September 1948, entitled, "Cabinet Order for the Partial Amendment of the 'Provisional Regulations regarding the Special Cases of the Pension Law made under Imperial Ordinance No. 542 of 1945 (concerning the Orders to be issued in consequence of the acceptance of the Potsdam Declaration)'".

2. Imperial Ordinance No. 68 of 1 February 1946 was promulgated in conformance with SCAPIN No. 338 of 24 November 1945 and Imperial Ordinance No. 542 of 1945, with the effect of providing that pensions to military personnel were terminated as of 1 February 1946 except that such benefits would be paid by reason of military service as only compensation for physical disability, limiting the recipient's ability to work, at rates which are no higher than the lowest of those for comparable physical disability arising from non-military causes. Invalidity pensions were thereupon reduced to correspond to such pensions paid under the Welfare Pension Insurance Law.

3. Amendments enacted by the Diet in July 1948 had the effect of increasing rates by which invalidity benefits are computed under the Welfare Pension Insurance Law and other social insurance laws. The amendments contained in the proposed Cabinet Order as attached are understood to be designed to increase the rates of invalidity benefits based on military service on a scale comparable to the revised rates for similar benefits under the Welfare Insurance Law while continuing the limitations prescribed by SCAPIN No. 338 of 24 November 1945.

4. It is understood that the Diet, in enacting the budget for the current fiscal year and in anticipation of this proposed Cabinet Order, has appropriated a sum adequate to meet the increases in the invalidity benefits as provided in the proposed Cabinet Order.

5. There is no objection to the proposed Cabinet Order as submitted and attached hereto.

1 Incl: a/s

CRAWFORD F. SAMS
Brigadier General, Medical Corps
Chief

裏
面
白
紙

連合國軍總司令部公衆保險福祉局第一九四八年
九月二十四日附覽書（A P O 五〇〇）（P H M T G 七三）

（仮訳）

宛先：日本政府總務廳恩給局

件名：昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発
する命令に關する件に基く恩給法の特例に關する件の一部を
改正する政令案

一 本覽書は、一九四八年（昭和二十三年）九月二十一日附總理恩
給局より當局に提出せられた「昭和二十年勅令第五百四十二号ポツ
ダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く恩給法の特例に
關する件の一部を改正する政令案」に關するものである。

二 昭和二十一年二月一日附勅令第六十八号は一九四五年（昭和二十
年）十一月二十四日附連合國軍最高司令官指令第三百三十八号並に
昭和二十年勅令第五百四十二号に從い公布せられ、右に基き軍人に
對する恩給は、本人の労働能力を制限する如き身体の不具廢疾に對

總 理 廳

する補償として、非軍事的事由に基く同種の不具廢疾に對する補償
中最低なものを超さない率によつて支給せられる傷病軍人恩給賜金
を除き、一九四六年（昭和二十一年）二月一日以降終止せられた。
右により軍人傷病恩給は厚生年金保險法による年金額に應じ減額せ
られた。

三 一九四八年（昭和二十三年）七月國會において成立した修正の結
果、厚生年金保險法及びその他同種の社會保險諸法律において傷病
給付が算出せられる比率は上昇せしめられた。別添の政令案の定め
る修正は、一九四五年（昭和二十年）十一月二十四日附連合國軍最
高司令官指令第三百三十八号の規定する諸制限を維持しつつ、軍人
傷病恩給賜金の支給率を、厚生年金保險法の下と同種の年金の改正
比率に相應する程度に引上げんとするものと諒解される。

四 國會は今年度の予算議決に際し、本政令案による措置を予測し、
本政令案の定める傷病恩給賜金の増加に應ずるに足る費用を充當し

たものと誤解されている。

提出された別添の政令案に対し異議を有しない。

局長、軍医准將 クロウフオード・サムス（署名）

総
理
廳